平成２８年（フ）第１５６６号
さいたま市緑区大字大間木557番地　グリーンハイツ岡村105、旧住所埼玉県川口市柳崎５丁目10番30―305号　シャリエ東浦和
破産者　橋本美和子
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２７号
神奈川県厚木市水引１丁目２番５―505号
破産者　五十嵐一美（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１７号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島884番地２　バリュージュ開成Ｂ101
破産者　劔持　允樹
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津5667番地の３　熊坂ハイツ101
破産者　石原　　亮
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６５８号
静岡市葵区大岩１丁目９番40―２号、開始決定時住所静岡市葵区西草深町35番９号
破産者　野原　利昭
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５４号
静岡県榛原郡吉田町住吉5486番地
破産者　三輪　安功
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５５号
静岡県榛原郡吉田町住吉5486番地
破産者　三輪かづゑ
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１号
熊本県玉名郡南関町大字小原120番地３　定住促進住宅２棟　202、開始決定時の住所滋賀県彦根市高宮町270―２（Ｃ―214）
破産者　松尾　　卓
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２０号
大阪市旭区中宮５丁目16―19プリモ中宮102号、開始決定時大阪市旭区森小路２丁目14番１号
破産者　ＳＡＭＯＵＲＡＩこと　大津　武士
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１５号
大阪市淀川区西宮原１丁目４番23―606号
破産者　帆足　基信
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１９号
大阪府摂津市三島３丁目１番11―３Ｄ号、開始決定時大阪府摂津市南千里丘５番13―3514号
破産者　原口　一樹（旧姓尾崎）
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４５号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番11―103号
破産者　カシノ登記測量事務所こと　柏野　**研**三
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２４号
大阪市中央区材木町１番19―1301号
破産者　吉良　　功
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７８号
大阪府四條畷市南野１丁目16番15号
破産者　津田　志郎
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４５号
大阪市東成区中道２丁目14番７号
破産者　金城衣料プレスこと金城進こと　金　奉禹
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３９号
奈良県生駒市壱分町182番地２　ネオハイツ303
破産者　岡　　伸二
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５８号
大阪府枚方市大峰南町２番６号
破産者　木下　浩昭
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７６号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番２―307号、住民票上の住所兵庫県西宮市末広町２番20―606号
破産者　藤井　康雄
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９４号
大阪市大正区千島３丁目１番25―702号
破産者　藤原　由三
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部